

88

B-0031

批准ヲ要セサル國際約束ニシテ調印後樞密院ニ付議
セラレタルモノノ先例

- (一) 北清事變最終議定書（明治、三四、一、一六）
北清事變最終議定書（明治、三四、九、七）
- (二) 第一回日英協約（明治三五、一、三〇）
第二回日英協約（明治三八、八、一二）
第三回日英協約（明治四四、七、一三）
右ニ付テハ何レモ樞密院ニ勅語ヲ賜ハリタリ
- (三) 家屋税問題仲裁裁判ニ關スル議定書（明治三五、八、二八）
日韓議定書（明治三七、二、二三）
右ニ付テハ樞密院ニ於テ上奏文ヲ奉呈セリ
- (四) 通信機關委託ニ關スル日韓取極書（明治三八、四、一）
日佛協約及宣言書（明治四〇、六、一〇）
右ニ付テハ樞密院ニ勅語ヲ賜ハリタリ

外務省

11,9

八八八

- (七) 第一回日露協約（明治四〇、七、三〇）
第二回日露協約（明治四三、七、四）
第三回日露協約（明治四五、七、八）
右ニ付テハ何レモ樞密院ニ勅語ヲ賜ハリタリ
- (八) 高平「ルート」協定（明治四一、一一、三〇）
右ニ付テハ樞密院ニ勅語ヲ賜ハリタリ
- (九) 司法及監獄事務委託ニ關スル日韓覺書（明治四二、七、一二）
間島ニ關スル日清協約及滿洲五案件ニ關スル日清協約（明治四二、九、四）
- (十) 警察事務委託ニ關スル日韓覺書（明治四三、六、二四）
日佛通商關係ニ關スル暫定協約（明治四四、八、一九）同延期協約（明治四四、一二、一九）
- (十一) 日西通商條約第九條及第十二條ノ適用ニ關スル宣言（大正二、五、一二）

外務省

11,9

B-0031

(四) 單獨不講和宣言加入（大正四、一〇、一九）

右ニ付テハ樞密院本會議ニ於テ總理大臣ヨリ遺憾ノ意ヲ表シ
タリ

(五) 石井「ランシング」協定（大正六、一一、二）

右ニ付テハ樞密院ニ勅語ヲ賜ルタリ

(六) 日支軍事協定（大正七、三、二五）

右ニ付テハ樞密院ニ勅語ヲ賜リタリ

(七) 日支郵便諸約定（大正一一、一二、八）

右ニ付テハ樞密院ニ於テ上奏文ヲ奉呈セリ

外務省

B-0031